

秋田市上下水道局告示第3号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月13日

公共下水道事業管理者

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
令和5年3月1日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間
令和5年2月13日から同月27日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）